

市県民税／国民健康保険料／介護保険料の

申告相談を行います～申告はお早めに～

今年も、市県民税／国民健康保険料／介護保険料の申告時期が近づいてきました。市では、次の日程で申告相談を行います。早めに準備をして、正しく申告しましょう。

申告が必要な人は

前年中に所得があった人で、今年1月1日現在、市内に住んでいる人

※前年中に所得がない人でも国民健康保険料等の算定や公営住宅・各種福祉手当等の手続きで申告が必要な場合があります。

申告をしなくてもいい人は

- 所得税の確定申告をする人
- 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている人
- 前年中の所得が公的年金等のみの人
- ※給与所得または公的年金等所得のみの人でも、扶養親族の変更、社会保険料の追加や医療費控除など所得控除を受ける人は申告が必要です。

申告をする皆さんへ

- 事業・農業・不動産所得のある人は収入と必要経費を計算した収支内訳書を作成してください。
- 医療費控除を受ける人は「①医療費の領収書や購入した薬品名の記載があるレシート」「②健康保険や生命保険などから医療に対する給付を受けた場合はその明細書」が必要です。また、①②それぞれの合計額

はご自分で計算してください。

※予防接種や健康診断の料金は医療費控除の対象になりません。

○注意事項

青色申告、住宅借入金等特別控除、土地建物等や株式等の譲渡所得がある人、税務署から申告案内が届いている人は、税務署または税務署主催の申告会場で申告相談を受けてください。

○申告書の提出は郵送で

申告書を郵送する際は、本人控を切り離して「尾道市提出用」のみを提出してください。添付書類の返送を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。郵送先は「〒722-8501 尾道市役所市民税課」です。

申告に必要なもの

- 印鑑（認印）
- 所得の計算に必要な書類、給与や年金の源泉徴収票（原本）
- 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、寄附金などの領収書・控除証明書
- 障害者手帳等（障害者控除を受ける人のみ）

相談時間 9:00～12:00、13:00～16:30（土・日曜日および次表で特に指定している場合を除く）

相談会場 申告相談会場は次表のとおりです。申告会場が大変混雑することが予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。また、いずれも駐車スペースは限られています。申告にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

市民税課管内

申告相談会場	地 区	日 程
向 東 支 所	向東町	2月18日(月)～19日(火)
百 島 公 民 館	百島町	2月18日(月)～19日(火) ※19日は9:00～12:00
原 田 公 民 館	原田町	2月20日(水)
浦 崎 公 民 館	浦崎町	2月20日(水)～21日(木)
農村環境改善センター	木ノ庄町、美ノ郷町(三成・猪子迫を除く)	2月21日(木)～22日(金) ※22日は9:00～12:00
総合福祉センター	上記日程で都合の悪い人 上記以外の地区の人	3月1日(金) 3月5日(火)～8日(金) 3月12日(火)～15日(金)

※市役所本庁では申告相談を行っていませんので、該当する相談会場にお越しください。

御調地域

申告相談会場	地 区	日 程
上川辺公民館	菅野(菅振興区を除く)、上川辺	2月25日(月) 午前:仁野、平木、大塔、菅(菅振興区を除く) 午後:大蔵、白太
		2月26日(火) 午前:中原、大町、三郎丸 / 午後:岩根、本
河内公民館	河内(大田を除く)、今津野	2月27日(水) 午前:丸河南 / 午後:徳永、津蟹、福井
		2月28日(木) 午前:丸門田 / 午後:野間、今田、植野
御調文化会館2階	大和、菅野(菅振興区のみ)	3月4日(月) 午前:千堂、下山田 / 午後:大山田、菅(菅振興区)
	綾目	3月5日(火) 午前:綾目、山岡 / 午後:公文、大原
	市、河内(大田のみ)	3月6日(水) 午前:江田、国守、平、釜窪 午後:神、高尾
		3月11日(月) 午前:大田 / 午後:貝ヶ原
		3月13日(水) 市、花尻
	上記日程で都合の悪い人	3月14日(木)~15日(金)

向島地域

申告相談会場	地 区	日 程
尾道市民センター むかいしま	向島町の区域	2月25日(月)~3月1日(金) 3月4日(月) 3月7日(木)~8日(金) 3月11日(月)~15日(金)

因島地域 (詳しくは折込チラシの日程表をご覧ください。)

申告相談会場	地 区	日 程
重井公民館	因島重井町	2月21日(木) ※9:15~12:00、13:00~16:00
中庄公民館	因島中庄町、因島鏡浦町	2月25日(月) ※9:15~12:00、13:00~16:00
	因島外浦町	
三庄公民館	因島中庄町、因島大浜町	2月26日(火) ※9:15~12:00、13:00~16:00
	因島三庄町	3月4日(月) ※9:15~12:00、13:00~16:00
因島総合支所	因島三庄町、因島椋浦町	3月5日(火) ※9:15~12:00、13:00~16:00
	因島土生町	2月18日(月)~19日(火) ※9:00~12:00、13:00~16:00
	因島田熊町	3月7日(木)~8日(金) ※9:00~12:00、13:00~16:00
	上記日程で都合の悪い人	3月11日(月) ※9:00~12:00、13:00~16:00 3月13日(水)~15日(金) ※9:00~12:00、13:00~16:00

生口島地域 (詳しくは折込チラシの日程表をご覧ください。)

申告相談会場	地 区	日 程
瀬戸田市民会館	生口島全域	3月1日(金) ※9:15~12:00、13:00~16:00
生口島開発総合センター	田高根、荻、宮原、御寺	2月20日(水) ※9:30~12:00、13:00~16:00
いきいきサロン東生口	因島原町、因島洲江町	2月27日(水) ※9:15~12:00
瀬戸田支所	名荷、林、鹿田原、沢、中野	2月28日(木) ※9:15~12:00、13:00~16:00
	瀬戸田、高根、垂水、福田、港	3月6日(水) ※9:15~12:00、13:00~16:00
	上記日程で都合の悪い人	3月12日(火) ※9:15~12:00、13:00~16:00

☎市民税課市民税係 (☎0848-25-7154)

保険料係 (☎0848-25-7145)

因島瀬戸田税務課因島市民税係 (☎0845-26-6227)





水道管にも防寒対策を！

～水道管の凍結にご注意ください～

これからの季節、寒さが厳しい時には水道管が凍結して水が出なくなることがあります。また、管が破裂してしまうこともあります。

凍結を防ぐには、市販の保温材や毛布・布などで水道管を覆い、ビニールテープを巻くなどの方法が有効です。毛布や布を使用する場合にはビニールをかぶせるなどしてください。(ぬれた場合には逆効果となるため。)

凍結して水が出ない時には、凍結した蛇口にタオルなどを巻き、ぬるま湯をかけてゆっくりと溶かす方法が有効です。

水道管が破裂している場合には、水道メーターのそばにある元栓(止水栓)を閉め、最寄りの市指定給水装置工事事業者か水道局へご連絡ください。

市指定給水装置工事事業者を確

認するには、市ホームページ「サイト内検索」で「給水装置」と入力して検索してください。

☎水道局(☎0848-37-8700)

水道局因島瀬戸田営業所

(☎0845-22-0499)

犬は必ずつないで飼いましょう

広島県動物愛護管理条例で、犬の放し飼いは禁止されています。犬を飼う場合は、市への登録や狂犬病予防注射はもちろんのこと、必ずつないで飼いましょう。もし飼うことができなくなった場合は、絶対に遺棄をせず、動物愛護センターへご相談ください。

●飼い犬の散歩のマナーは

犬を散歩させる時や公園等で運動させる場合は、必ず引き綱等をつ

ないでください。また、飼い犬のふん尿の始末は最低限のマナーです。必ず持ち帰って処理してください。

●野良犬や野良猫を集める原因

無責任にエサを与えると、その場所に野良犬や野良猫が集まり、ふんをしたりゴミを荒らしたりして地域の皆さんに迷惑をかけるとともに、野良犬や野良猫が増える原因にもなります。もしエサを与えるなら、家族の一員として終生愛情と責任をもって自宅で飼いましょう。

☎環境政策課(☎0848-25-7430)

広島県動物愛護センター

(☎0848-86-6511)

毎週金曜日は午後7時まで戸籍、住民票、印鑑証明書を発行しています

場所 本庁市民課(☎0848-25-7102)、因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

業務 戸籍、住民票、印鑑証明書の発行

パスポートの受取等(住所変更、パスポートの申請はできません。)

尾道税務署からのお知らせ

☎尾道税務署(☎0848-22-2131)

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

事業所得等を有する白色申告の人に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる人が拡大されます。

※現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の人のうち前々年分または前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える人です。

税務署では、新たに記帳を行う人や記帳の仕方がわからない人のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

※詳しくは、国税庁ホームページをご利用ください。

平成24年分の確定申告の相談・申告書の受付は

【所得税】2月18日(月)～3月15日(金)

※還付申告については、2月15日(金)以前でも相談・申告書の提出ができます。

【消費税および地方消費税】4月1日(月)まで

※土・日曜日は受付は行っていませんので、ご注意ください。申告書は、郵送等か税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

※申告期限間近になると大変混雑しますので、お早めに申告へお越しくください。

年金所得者には確定申告不要制度があります

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、

①所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

②住民税の申告が必要な場合があります。

20歳がスタート国民年金 ～新成人の皆さんへ～

国民年金制度は、老後や不慮の事故に対しての生活保障を目的とした制度で、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は全員加入しなければなりません。

- Q** 加入手続きはどうするのですか。
A 20歳の誕生日が近づくと、日本年金機構から国民年金加入の案内が送付されます。学生・自営業者・フリーターなどの人は、同封の「資格取得届」を市役所か最寄りの支所へ提出してください。
- Q** 収入が少ないので保険料を納めることが困難です。
A 申請手続きをすることで、保険料の納付が猶予され、後払いができます。学生であれば「学生納付特例制度」(学生証などの学生であることを証明できるものが必要)や学生でない30歳未満の人には「若年者納付猶予制度」があります。いずれも前年所得による審査があります。市役所か最寄りの支所で申請の手続きをしてください。この間の保険料は10年以内であればさかのぼって納付(追納)することができます。(2年を過ぎると当時の保険料に加算額がつきます。)
- Q** 保険料を納めないとうなるのですか。
A 年金を受けるのに必要な資格期間を満たせなくなって受給できなったり、将来受け取る年金額が少なくなります。また、病気やケガで障害が残ったときや死亡したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないこともあります。

☎保険年金課申請給付係
(☎0848-25-7135)

電子証明書の発行が必要な人はお早めに

e-Tax(国税電子申告・納税システム)等、公的個人認証サービスを利用した行政手続きを行う際に必要な「電子証明書」の発行を行います。

申請に必要なもの ①住民基本台帳カード(所持していない場合は別途カード申請が必要)②官公署発行の写真付き本人確認書類[運転免許証(現住所と記載が異なる場合は事前に警察署での住所変更が必要)かパスポート等所持していない場合は、写真付き住民基本台帳カード]

申請場所 本庁市民課、因島総合支所市民生活課、御調支所まちおこし課、向島支所しまおこし課、瀬戸田支所住民福祉課

申請者 原則本人申請(代理人の場合は即日交付できません。本人宛照会回答書を送付後、印鑑証明書と代理人の運転免許証等写真付き本人確認書類が必要となります。)

手数料 500円

有効期間 3年間(住所、名前等に変更があった場合は失効)

**3月15日までの毎週金曜日は電子証明書の発行を
午後7時まで時間延長します**

実施日 1月11日・18日・25日

2月1日・8日・15日・22日 3月1日・8日・15日

実施場所 本庁市民課、因島総合支所市民生活課

☎市民課住民係(☎0848-25-7160)

電子申請書 ☎ <http://www.jpki.go.jp/>

ICカードリーダーライタ ☎ <http://www.jpki-rw.jp/>

e-Tax ☎ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

身近な場所で起こっています！ 詐欺の被害にあわないために

尾道警察署管内での
被害総額 **1億円!**

全国で振り込め詐欺等の被害に遭う人が増え続けています。尾道警察署管内の被害総額は、昨年11月末日現在で1億円を超えました。

現金をだまし取られる手口は、次のようなものがあります。

【金融商品等取引名目の詐欺】

あらかじめ資料が入った封筒を送りつけ、電話で言葉巧みに儲け話をもちかけ未公開株等の購入を口実に現金をだましとる。

【振り込め(オレオレ)詐欺】

親族・警察官・弁護士等になりすまして、交通事故の示談金等を口実に現金を振り込ませる。

【融資保証金詐欺】

実際には融資しないのに、融資に関する資料を送って申込をさせた人に保証金等を口実に現金を振り込ませる。

【架空請求詐欺】

郵便やインターネット等を利用して、覚えのない料金を請求して現金を振り込ませる。

【還付金等詐欺】

公的機関をかたり、医療費等の還付金があるなどと言ってだましてATMへ誘い出し現金を振り込ませる。

◎振り込む前に、必ず警察へご連絡ください！

☎尾道警察署生活安全課(☎0848-22-0110)

因島警察署生活安全刑事課(☎0845-22-0110)



清掃

～毎月1日は
「門前清掃の日」です～

【旧尾道・御調・向島地区】 〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
【因島地区(原・洲江含む)】 〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

卓上用ガスボンベの出し方は

鍋料理の季節となりましたが、使い終わった「卓上用カセットコンロのガスボンベ」は、中身を使い切って穴を開け、地域によって定められた収集日、収集方法で出してください。

地区	収集日
旧尾道地域	資源回収の日(緑色の網袋)
向島町	かん類の日
御調町	資源ごみの日
因島地域	資源ごみの日
瀬戸田町	資源物(カン類)の日



※ガスが残っているか分からない場合は、屋外の・火の気のない・風通しの良い場所で、カセットガスの先端を下にし、先端部をコンクリートなどに押し付け少しずつガスを抜いたのち、穴を開けてください。

※穴を開ける時は、中身を完全に出し切ってから行ってください。吹き出して目に入る事故が起こっていますので、ご注意ください。

2月11日(建国記念の日)は次の地域で燃やせるごみを収集します

旧尾道地域 (下記を除く地域)	燃やせるごみが月・木曜日の地域
向島町	燃やせるごみが月・木曜日の地域
御調町	上川辺、市
因島地域・瀬戸田町	燃やせるごみが月・木曜日の地域

※2月11日のごみ持込受付はありません。その他の収集は休みです。

休日のごみ持込受付は「1月27日(日) 8:30～12:00」

対象物は、家庭からのごみです。正しく分別して持ち込んでください。

①尾道市クリーンセンター (※資源物・粗大ごみも含む)	〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
②南部清掃事務所 (※粗大・燃やせないごみも含む)	〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
③瀬戸田名荷埋立処分地 (※生ごみを除く)	〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454/当日:☎0845-27-4810)

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターでは行いません。

鳥獣防護さく等設置事業補助金の申請は



農作物をイノシシや鳥による被害から守るため、防護さく等の購入について助成を行っています。

補助対象

- ①防護さく(トタン板・溶接金網)の購入費用
- ②電気さく(電気さく器、伝導線、ポール等をセットにした防護さく)の購入費用
- ③防鳥ネットの購入費用
- ④捕獲わな(箱わな)の購入費用

※工事費は事業費に含みません。

※申請書類は、市役所・各支所、農協各支店にあります。詳しくはお問い合わせください。

補助対象者 市内に農林地を有する農業者(捕獲わなについては、わな猟免許を有する農業者)

補助額

- ①農業者(個人)に対する補助
補助対象事業に要する経費の3分の1か30,000円のどちらか低い額

②2戸以上の農業者(隣接する2筆以上の農地を囲む場合)に対する補助

補助対象事業に要する経費の2分の1か70,000円のどちらか低い額
※千円未満は切り捨て。ただし、補助金交付申請は1年度1回までです。
※申請書類は、市役所・各支所、農協各支店にあります。詳しくはお問い合わせください。

〇農林水産課(☎0848-20-7506)

御調支所まちおこし課

(☎0848-76-2922)

向島支所しまおこし課

(☎0848-44-0112)

因島総合支所しまおこし課

(☎0845-26-6212)

瀬戸田支所しまおこし課

(☎0845-27-2212)

駐車料金の過少徴収について

市営駐車場の一部において、自動精算機の設定の誤りにより、条例の規定よりも少なく駐車料金を徴収していることが判明しました。

市民の皆様には大変ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

現状の料金設定による運営が長期に及んでおり、御利用の皆様にも広く定着していることから、現状の料金の取扱いとする条例改正を行いました。

今後は、こうした誤りが起こらないよう、再発防止対策を確実に実施し、信頼回復に向け最大限の努力をまいります。

〇総務課庶務係(☎0848-25-7332)